

随意契約締結状況

【令和7年6月分】

	物品等又は役務の提供の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に 係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	インプリンターNeo Plus2	事務部調度課 旭川市曙1条1丁目	令和7年6月9日	旭川市1条通19丁目355-2 株式会社 ムトウ 旭川支店	1,309,880円	予定価格が160万円を超えない財産に該当することから随意契約とする(日本赤十字社会計規則施工細則第35条第2号)	